

2月23日（第1日）

2月23日(火)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	平川博之	2番	酒永光志
3番	上本一男	4番	中下修司
5番	花野伸二	6番	浜先秀二
7番	上松英邦	8番	吉野伸康
9番	山本秀男	10番	片平司
11番	胡子雅信	12番	林久光
13番	登地靖徳	14番	浜西金満
15番	山本一也	16番	新家勇二
17番	野崎剛睦	18番	山根啓志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	土手 三生
教育長	塚田 秀也	総務部長	山本 修司
企画部長	島津 慎二	市民生活部長	山田 淳
福祉保健部長	峰崎 竜昌	産業部長	沼田 英士
土木建築部長	木村 成弘	会計管理者	久保岡ゆかり
教育次長	渡辺 高久	危機管理監	岡野 数正
消防長	小林 勉	企業局長	前 政司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	平井 和則
議会事務局次長	志茂 典幸

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	報告第1号 専決処分の報告について(調停の成立について)
日程第5	報告第2号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告について
日程第6	同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第8	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第9	議案第13号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例案について

- 日程第 1 0 議案第 1 4 号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 1 5 号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 1 6 号 教育長の給与の特例に関する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 1 7 号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 1 8 号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 5 議案第 1 9 号 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 6 議案第 2 0 号 江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 7 議案第 2 1 号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 8 議案第 2 2 号 江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 9 議案第 2 3 号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 0 議案第 2 4 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 1 議案第 2 5 号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について
- 日程第 2 2 議案第 2 6 号 権利の放棄について
- 日程第 2 3 議案第 2 7 号 公の施設の指定管現者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 2 8 号 広島市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第 2 5 議案第 2 9 号 江田島市過疎地域自立促進計画書の策定について
- 日程第 2 6 議案第 3 0 号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について
- 日程第 2 7 議案第 3 1 号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施について

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（山根啓志君） ただいまから平成２８年第１回江田島市議会定例会を開きます。

出席議員は１８名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 諸般の報告

○議長（山根啓志君） 日程第１、諸般の報告を行います。

田中市長から報告事項がありますので、これを許します。

田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。平成２８年第１回江田島市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには全員御出席をいただきましてありがとうございます。

また、市民の方々には、早朝から定例会の傍聴にお越しいただきまして、心からお礼を申し上げます。

この冬は大陸からの強い寒気の影響で、１月下旬には西日本でも各地で雪に見舞われるなど不安定な気候が続いており、２月を迎えても、朝夕の寒暖の差の激しい日が続いております。

広島県では、インフルエンザ警報が発令されており、皆様方には、体調管理には十分御留意いただければと思います。

さて、国外では、北朝鮮の核実験や事実上の長距離弾道ミサイルの発射、これに加えて中国による南シナ海への地対空ミサイル配備の動きも見られるなど、アジア情勢をめぐる緊張の高まりが懸念されており、今後の動向を危惧しております。

一方、国政に目を転じますと、国においては地方創生の本格展開や、ＴＰＰ関連政策大綱の実現に向けた対策を打ち出したところであり、新年度予算の早期成立を目指しての論戦が続いております。

広島県においても、これに呼応し、少子化対策や定住の促進、攻めの農林水産業への転換に前倒しで取り組むなど、地方創生の取り組みをさらに加速するための施策を、積極的に展開するとしております。

このように、国、県とも、経済の活性化や地方創生に向けた方向性が強く打ち出されており、本市としても、こうした動きに呼応しつつ地域活性化に向け、これまで以上にスピード感を持って、効果的な施策を着実に実施していくことが求められていると強く感じております。

そのため、今後とも国、県の動向を十分注視しながら、それぞれ状況に即した迅速な対応を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご協力、よろしく願いいたします。

こうした中での本定例会は、江田島市総合戦略の策定後、初めての予算となる「未来への種を育む」平成28年度の当初予算案並びに関連議案を御審議いただき、節目の定例会でございます。活発な議論とともに慎重審議よろしくをお願いいたします。

それでは、昨年12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきまして、9項目報告を申し上げます。

まず第1点が、新竹縣立湖口高級中学と県立大柿高等学校との姉妹校提携についてでございます。

1月7日、中華民国の新竹縣立湖口高級中学で、同校と県立大柿高等学校が姉妹校を提携するため、その調印式に出席しました。

台湾の北部に位置する湖口高級中学は、中高併設の学校であり、約2,000人が勉学に励んでいます。来年度以降、両校の生徒による交流が始まり、グローバルな人材育成が期待されています。

2点目が、江田島市消防出初式についてでございます。

1月10日、能美運動公園で、協働をテーマに、江田島市消防出初式を開催しました。当日は天候に恵まれ、一般見学者及び来賓600人が参観する中を、市内の防災関係者など400人、車両28台が行進したほか、消防団による放水展示及び消防本部と消防団による一斉放水が披露されました。

今後とも、市民の負託に応え、施設整備及び消防力の強化に努め、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

3点目が、江田島市成人式についてでございます。

1月11日、国立江田島青少年交流の家で、江田島市成人式を開催しました。式典には、131人の新成人を初め、家族や来賓等を含め、約250人の参加がありました。

新成人主体による運営委員の活躍や、落語家で僧侶の露の団姫さんの記念公演により、充実した成人式とすることができ、新成人の新たな門出を祝うことができました。

4点目が、災害時における生活関連物資の供給等に関する協定の締結についてでございます。

1月15日、市役所で、生活協同組合ひろしまと、災害時における生活関連物資の供給等に関する協定を締結しました。

この協定は、本市で大規模な災害が発生したときに、市と同組合が協力して、食品、調理、寝具、衛生等の生活関連物資を、より迅速かつ円滑に被災者へ供給できるようにすることを目的としたものです。

5点目が、北広島町の断水に伴う応援給水活動についてでございます。

1月23日からの寒波で北広島町内が断水となり、1月27日に日本水道協会広島県支部から応援派遣要請があり、企業局職員2人と給水車1台を現地に派遣しました。

現地では、本市を初め、県内8市から派遣された職員が応援給水活動を行いました。

2月1日には、現地の復旧見込みが立ったため、同支部から応援派遣終了の連絡があり、午後8時をもって給水活動を終了いたしました。

北広島町の住民からは、多くの感謝の言葉をいただきました。

6点目が、江田島市カキ祭り等についてでございます。

2月7日、江田島町小用みなと公園で、江田島市カキ祭り及び中晩柑類品評会が開催されました。

当日は、約8,000人の来場があり、焼きガキやカキのバター炒めなどの試食、農水産品の販売に長い行列ができ、旬の味覚を味わっていただきました。また、ステージでは、フォトコンテスト表彰式や市民参加型ゲームも行われ、大変盛り上がりました。

毎年、同時開催している中晩柑類品評会には、デコポンやネーブルなど140点の出品があり、優秀作品の表彰後には、即売会が行われました。

ことは、宮城県気仙沼市の水産振興に伴う指定寄附金が企画され、10万8,328円の寄附金が集まりました。御協力をいただいた関係機関、団体の皆様に感謝申し上げます。

7点目が、住宅宣言吉島「江田島かきまつり」についてでございます。

2月13日、14日の両日、広島市中区の吉島住宅展示場で、恒例の「江田島かきまつり」を開催しました。

このイベントは、広島市内で江田島産カキの特産品をPRするもので、広島市近郊から、2日間で約3,500人の来場がありました。

会場では、焼きガキを初め、カキを使ったメニューが好評を博したほか、鮮魚やかんきつ類などのブースにも行列ができました。

今後も、カキを初めとする特産品のPRに、積極的に取り組んでまいります。

8点目が、各種定期総会等についてでございます。

このことについては、別紙1のとおり開催され、市長、副市長及び関係部課長が出席しました。

最後に9点目、工事請負契約の締結についてでございますが、別紙2のとおり契約を締結いたしております。

以上で報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定による定期監査の結果報告並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による平成27年11月及び平成27年12月に係る例月出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山根啓志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番 片平 司議員、11番 胡子雅信議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（山根啓志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りします。
今期定例会の会期は、本日から3月11日までの18日間としたいと思います。
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。
よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第4 報告第1号

○議長（山根啓志君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（調停の成立について）を議題といたします。

直ちに提出者から報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について（調停の成立について）でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、「市長の専決事項の指定について」に基づきまして、調停の成立について専決処分をしましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山田市民生活部長。

○市民生活部長（山田 淳君） おはようございます。

それでは、報告第1号 専決処分の報告（調停の成立について）、御説明いたします。
議案書3ページ、4ページに専決処分書を、5ページに参考法令条文を添付しております。

3ページをお開きください。専決処分書で説明いたします。

中段の調停の成立についてから、説明いたします。

平成27年12月10日に報告いたしました、報告第8号 専決処分の報告について「調停の申し立てについて」に関し、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、調停を成立させるものとする。

1、事件名 呉簡易裁判所 平成27年（1）第30号 貸し金請求事件。

当事者 申立人は江田島市で、相手方は、江田島市能美町中町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇。

事件の概要でございますが、専決処分書のとおり、平成8年9月30日付で融資いたしました宅地取得資金及び住宅新築資金の貸付金の返還が、長期間滞っていること、ま

た、担保として設定をいたしました抵当不動産が、既に競売済みであることから、今後の回収も困難なことが予想されておりました。

そこで、相手方の生活状況に合った返済方法の協議、解決方法を模索するため、平成27年9月24日、呉簡易裁判所に調停の申し立てをし、その後、5回に及ぶ調停期日を経て、呉簡易裁判所調停委員会の協力により、次の調停条項のとおり、調停を成立いたしました。

調停条項でございますが、4ページをお開きください。

1、相手方は申立人に対し、本件残債務として合計1,793万3,816円の支払い義務があることを認める。

2、相手方は申立人に対し、前号の金員を次のとおり分割して、申立人指定の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。

ア、平成28年2月から平成43年1月まで15年間でございますが、毎月末日限り2万円ずつ。

イ、平成43年2月末日限り1,433万3,816円。

3、相手方が、前号の分割金の支払いを怠り、その額が6万円に達したときは、当然に同号の期限の利益を失い、相手方は申立人に対し、第1号の金員から既払い金を控除した残額を直ちに支払う。

4、相手方が、前号により期限の利益を喪失することなく、第2号アの分割金を全額支払ったときは、申立人は相手方に対し同号イの支払い義務を免除する。

5、申立人及び相手方は、申立人と相手方の間には、本件契約に関し、本調停条項に定める者のほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する、という内容でございます。

6、調停費用は各自の負担とする。

2ページにお戻りください。

1行目にありますとおり、専決処分日は平成28年1月19日でございます。

また、この調停に係る裁判所からの調停調書は、平成28年2月12日に送付されております。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で報告第1号の報告を終わります。

日程第5 報告第2号

○議長（山根啓志君） 日程第5、報告第2号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告についてを議題といたします。

直ちに提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第2号 江田島市国民保護計画の変更に関する報告についてでございます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第1項の規定

による江田島市国民保護計画を変更しましたので、同条第8項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、危機管理監をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 岡野危機管理監。

○危機管理監（岡野数正君） 報告第2号 江田島市国民保護計画の変更について説明をいたします。

参考資料として、議案7ページから9ページに江田島市国民保護計画の変更の概要を、10ページに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の抜粋を添付しております。

それでは、議案7ページ、江田島市国民保護計画の変更の概要をごらんください。

まず、1の変更の経緯について説明をいたします。

江田島市国民保護計画とは、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等において住民の生命、身体及び財産を保護するために、市の責務や住民の保護等の措置を定めたもので、本市においては平成19年1月に計画を策定しております。

今回の変更は、国の基本指針及び広島県国民保護計画の変更に伴い、その内容を反映させるために行うもので、平成28年2月1日、江田島市国民保護協議会において審議し、その後、広島県知事と協議を行い2月4日に承認され、そして本日、国民保護法第35条第8項の規定により、議会へ報告するものであります。

続いて、2の変更内容について説明をいたします。

(1)の江田島市国民保護協議会に諮る変更ですが、有事の際の安否情報を、国と市町村をインターネットでつなぐことで、情報収集や情報提供ができる安否情報システムの導入。情報の伝達として全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A L E R T及び緊急情報ネットワークシステム、いわゆるMネットの運用について追記しました。

その他の主な変更として、江田島市地域防災計画の修正に基づき、担当業務等の変更や統計数値等を時点修正しております。

具体的な変更箇所につきましては、議案の8ページから9ページに記載をしておりますが、今回の改定は全面改定となるため、新旧対照表にかわり、平成28年2月変更の江田島市国民保護計画を添付しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

また後日、変更後の計画を製本して全議員に配付させていただくとともに、市民の皆様にも周知をしてみたいと考えております。

以上で、江田島市国民保護計画の変更の報告を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で報告第2号の報告を終わります。

日程第6 同意第1号

○議長（山根啓志君） 日程第6、同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現在、欠員となっている、江田島市教育委員会の委員について、次の者を任命したいので、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いするものでございます。

任命したい方は、住所が大柿町深江〇〇〇番地〇、氏名が樋上美由紀さんです。昭和〇〇年〇月〇日生まれ、65歳でございます。樋上さんは、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し、高い識見を要する方でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案はこと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 諮問第1号及び日程第8 諮問第2号

○議長（山根啓志君） この際、日程第7、諮問第1号及び日程第8、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

最初に議案書14ページ、諮問第1号でございます。

平成28年3月31日で任期満了となる、次の人権擁護委員を、引き続き人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が大柿町大君〇〇〇番地〇、氏名が藤岡龍彦さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、68歳でございます。藤岡さんは人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

続きまして議案書16ページ、諮問第2号でございます。

平成28年3月31日で任期満了となる、次の人権擁護委員を、引き続き人権擁護委

員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

推薦したい方は、住所が大柿町飛渡瀬〇〇〇〇番地〇、氏名が横山孝次さんで、昭和〇〇年〇月〇〇日生まれ、65歳でございます。横山さんは人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上2件の諮問でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2議案はこと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

まず、諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として藤岡龍彦氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、藤岡龍彦氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員候補者として横山孝次氏を適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、横山孝次氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第9 議案第13号

○議長（山根啓志君） 日程第9、議案第13号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第13号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例案についてでございます。

江田島市交流プラザを設置するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づきまして、条例を制定する必要がありますので、同法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第13号 江田島市交流プラザ設置及び管理条例案について説明いたします。

21ページから24ページまでが条例制定文でございます。25ページが条例案の附則により現行条例を改正する新旧対照表を、参考資料として添付しております。

本条例は、一昨年来より改修しておりました深江老人集会所を、深江交流プラザに名称変更し、さらに地域の皆さんが利用しやすいように設置、管理するものでございます。

21ページをお願いします。

第1条に趣旨、第2条に設置として、江田島市公共交通のあり方に関する基本方針に基づき、まちづくりや地域活動の拠点となる交流プラザを設置するものでございます。

第3条に、名称及び位置を規定しております。

第4条から第5条に、利用に関する許可や制限について規定しています。

この施設を、まちづくりや地域活動の拠点となる集会施設として活用していただくために、利用の制限をこれまでの他の設置管理条例より、多少、制限を緩和したものとなっております。

22ページをお願いします。

第6条から第8条までが、使用料に関する規定を設けています。使用料は24ページ別表のとおりで、これまでの金額を据え置いております。

第9条は、施設の損傷、汚損等に関する規定を設けております。

第10条から第13条に、免責及び指定管理に関する事項を規定しています。

23ページをお願いします。

第14条に、利用料金に関する事項を規定しています。指定管理者により管理を行う場合、利用料金を指定管理者の収入とすることを規定しております。

第15条に、委任事項を規定しています。

なお、附則の第1条で、施行期日を平成28年4月1日から施行することとしています。

第2条で、この施設が現在老人集会所であるため、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する必要がありますので、深江老人集会所の項を削除することとしています。これについては、25ページの参考資料をごらんください。右側に現行条例、左側に改正案を新旧対照として表示しています。深江老人集会所を削除することとしています。

24ページをお願いします。

別表として、第6条に係る使用料について規定しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 一つだけ教えてください。今回、老人集会所が交流プラザ

という新しい施設ということになるわけなんですけども、結局、老人集会所は、もともと福祉保健部の管掌ですけども、市民交流プラザは企画部、これ交流促進課が所管する施設ということの確認をしたいんですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） この交流プラザについては、今後、機構改革を含めたものと考えておりますので、そこで所管する担当課を、総務課が方針を決定するものと考えております。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 補足で説明をさせていただきます。

ただいま申しましたように、来年度、機構改革を予定しております。本庁が大柿庁舎に移転するということも絡みますので、さまざまな要素が考えられますので、そのように機構改革によって決するとしておるんですけども、基本的な考え方としましては、地域の集会所でございますので、地域の皆さんが利用しやすいような形はどうかということ、第一に考えて決したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。今後、来年度4月からの機構改革で所管の部署が決まるということであります。

それとあとは、今回、市民交流プラザの設置条例におきましては、指定管理者のところが、既に記入されているということでございます。今後、今、行財政改革のところで、アウトソーシングというところで、今、積極的にできるところはやっていこうというところの中で、基本的にはこういった交流プラザ、今、深江が第1号ですけども、今後、各地区に交流プラザができた場合も、同じく指定管理者制度を視野に入れていच्छやると。そのときには、恐らく今利用されている地域の、いわゆる地縁団体ですか、そういったところが管理するという方向性を念頭に、やるかやらないかは別ですけども、地域の協力もあるでしょうから、そこを念頭にされてるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 市では、今、行革の取り組みとしまして、アウトソーシングの基本方針を策定中でございます。その中でも、積極的なアウトソーシングをうたっていくことにしておりますので、議員お見込みのとおり、地域の集会所につきましては、地域の皆さんが使いやすいような、利用しやすいような形での運営を視野に入れておりますので、今後、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 指定管理料は、支払わないということでもよろしいわけですね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 指定管理の取り扱いにつきましては、個々の案件で異なってくると思います。地域集会所については、まだ、その緒についたところでございます。

すので、これから地縁団体等でそういった交流プラザでありますとか、地域集会所を管理したいというお話がありましたら、その案件ごと、話し合いをさせていただきたいと思っております。ただ、そのときに地域に過剰な負担にならないようなことについては、十分、配慮をして導入を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 14 号

○議長（山根啓志君） 日程第 10、議案第 14 号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 14 号 江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

本市議会の議員の期末手当について、国家公務員に準じて改定すること及び支給割合を職員と同様に改定することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容については、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第 14 号について説明いたします。

議案書 27 ページに改正条文を、28 ページに新旧対照表を、少しページは飛びますが 48 ページから 51 ページに参考資料を添付しております。初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後、議案の説明をいたします。

議案書 48 ページの参考資料をごらんください。

今定例会で上程しております第14号議案から第18号議案までの5つの議案は、いずれも給与等に関するものでございますが、人事院勧告及び江田島市特別職報酬等審議会の答申に基づくものであるため、参考資料を一つに取りまとめ、議案関連部分を抜粋して説明をさせていただきます。

まず、今回、一部改正等を行う条例の名称についてでございますが、1にお示ししておりますとおり、次の5つの条例でございます。

- A、江田島市一般職の職員の給与に関する条例。
- B、江田島市特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例。
- C、教育長の給与の特例に関する条例。
- D、江田島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例。
- E、江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例。

この5つの条例でございますが、このうち本条例案に関する改正内容について説明をさせていただきます。

49ページをお願いします。

今回の改正は、3にございます期末勤勉手当の引き上げについて、2点の改正をお願いするものです。

まず1点目は、人事院勧告に準じて改定するもので、(1)民間の支給割合に見合うように、次のとおり引き上げるものです。

ア、一般職、特別職及び議会議員は0.1月分引き上げることとし、平成27年度支給月数は、表の下から2行目にございますとおり、議会議員につきましては、現行の年間3.55月分を3.65月分とします。

50ページをお願いいたします。

2点目の改正内容は、(2)平成27年度の支給割合変更に伴いまして、平成28年度以降の支給割合を調整し、あわせて特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

本市におきましては、平成16年の合併以来、旧町による合併時の事務調整に基づき、支給月数及び役職加算率を適用しておりましたが、県内他市の状況などを勘案し、これを改定するものでございます。

平成28年度以降の支給月数は、表の一般職の支給月数の合計と同様とし、議会議員の期末手当は、現行の年間3.55月分を4.2月分とします。

それでは、改正条文の説明をいたします。

議案書の27ページをお願いいたします。

改正条文の第1条で、平成27年度の期末手当の引き上げを、第2条で、平成28年度以降の期末手当の支給割合の調整をしております。

また、附則としまして、施行期日は第1条の改正規定を公布の日から、第2条を平成28年4月1日とし、期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

4番 中下議員。

○4番(中下修司君) おはようございます。それでは、反対討論を行います。

私が、平成25年11月に初めて議員になって以来、本条例は2回改正されました。1回目は、さきの議員選挙直後の平成26年2月議会での、議員報酬を月額、一般議員ですけど、月額27万円から32万5,000円への大幅アップ。2回目は、平成27年2月議会で、期末手当の支給率を0.15カ月分アップしました。そして、今回3度目として、期末手当の支給率を現行の3.55カ月分から4.2カ月分に改正する議案が上程されました。議員の1任期中に3回も増額改定することは、私には異常としか思えません。もし、ことしも人事院勧告があれば、来年2月議会では4度目の改定も考えられます。市民の皆様は、どう思われるでしょうか。議員になる者は、皆、立候補に当たり、議員報酬等は事前に承知していると思いますが、当選すれば議員報酬を上げようとか、上げてもらおうと考えていた者はいないと思います。

条例改正反対理由について、一言で言いますと、議員報酬等の改定は、特別な事情がない限り、議員任期中に1回、例えば次の議員選挙前の9月議会に議員発議として上程するのがよいと考えるからであります。なぜかと言えば、現職議員は任期中の4年間の議員活動を踏まえ、次の選挙で、次の議会の議員のために、議員報酬等はどうか協議の上、議員発議として議案上程すべきものとするからです。

最後に、江田島市の総合戦略では、5年後にすばらしい町になるようですが、協働のまちづくりを目指すのであれば、議員報酬等については、単に他の市や町と比較するのではなく、現状の江田島市の財政、市民の財政や生活状況並びにこれらの将来予測を踏まえ、独自の発想で取り組む必要があると考えます。

以上をもちまして、反対討論といたします。

○議長(山根啓志君) 次に、賛成討論はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番(酒永光志君) 2番議員、酒永光志は、本議案に賛成の立場で討論を行います。その理由について、私の意見を述べさせていただきます。

平成16年11月1日、江田島市誕生以降、議員報酬については平成17年11月17日開催の江田島市報酬審議会、平成25年12月18日開催の江田島市報酬審議会の2回の答申に基づき報酬改定がなされ、報酬については、県内他市の類似団体に準ずる額となっております。

今回の改定対象となる期末手当につきましては、これまで改定されず、県内他市及び類似団体に比べますと、その支給月数において、相当の差があるように思われます。また、今回の改定は、県内他市に比べぬきんでるというのではなく、その支給月数におい

て同等とするものであります。次に、議員を志そうとする方のためにも、私は、今回の改定は必要と考え、この議案に賛成をいたします。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに、討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

11時10分まで休憩いたします。

（休憩 10時51分）

（再開 11時10分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第15号及び日程第12 議案第16号

○議長（山根啓志君） この際、日程第11、議案第15号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第12、議案第16号 教育長の給与の特例に関する条例案についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第15号及び議案第16号についてでございます。

最初に議案書29ページ、議案第15号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島市特別職報酬等審議会の答申に基づいて、特別職の給料の額を改定すること並びに特別職の期末手当に関し、国家公務員に準じて改定すること及び支給割合を職員と同様に改定することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書33ページ、議案第16号 教育長の給与の特例に関する条例案についてでございます。

教育長の給料の額を改定するに当たり、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第15号及び第16号の一部改正などを行う二つの条例案について、初めに主な改正内容を説明させていただき、その後、各条文の説明をいたします。

議案書48ページの参考資料をごらんください。

先ほどの、議案第14号の説明と重複する部分がございますが、第15号及び第16号議案につきましても、人事院勧告及び江田島市特別職報酬等審議会の答申に基づくものでありますので、さきの資料により、議案関連部分を抜粋して説明をさせていただきます。

今回、改正をお願いいたしますのは、1、今回、一部改正等を行う条例の名称を示しております次の二つ、BとCの二つの条例でございます。主な改正内容は4点でございます。

まず1点目は、縦2にございます給料及び報酬月額の上上げです。報酬等審議会に基づく改定としまして、特別職の給与月額を（3）の表にお示ししております。右に現行月額を、左に改正案といたしまして、市長の現行75万8,000円を82万円に、副市長の現行62万円を70万円に、教育長の現行58万5,000円を62万円にそれぞれ上上げるものです。実施時期は（4）イの、平成28年4月1日としております。

次に、49ページをお願いいたします。

2点目は、3の期末勤勉手当の上上げです。人事院勧告等に準じて改定するものとして、（1）民間の支給割合に見合うように、次のとおり上上げるものです。

ア、一般職、特別職及び議会議員は0.1月分上上げることとし、平成27年度支給月数は、表の下から3行目にありますとおり、特別職（市長、副市長、教育長）は、現行の年間3.15月分を3.25月分とします。

50ページをお願いいたします。

3点目は、（2）平成27年度の支給割合変更に伴い、平成28年度以降の支給割合を調整し、あわせて特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

本市におきましては、平成16年の合併以来、旧町による合併時の事務調整に基づき、支給月数及び役職加算率を適用しておりましたが、県及び県内他市の状況を勘案し、これを改定するものです。

平成28年度以降の支給月数は、表の一般職の支給月合計と同様とし、特別職の期末手当は現行の年間3.15月分を4.2月分とします。

4点目は、役職加算率の改定です。これにつきましても、県内他市の状況を勘案しまして、これを改定するものです。

（3）にありますように、特別職に係る役職加算率については、現行40%を15%に引き下げるものです。

（4）の実施時期につきましては、平成27年12月1日適用分については条例公布の日、平成28年度からの支給及び役職加算の改定については、平成28年4月1日と

しております。

それでは、それぞれの議案の改正条文の説明をいたします。

議案書30ページをお願いします。

特別職の改正条文で、第1条で、平成27年度のボーナスの引き上げ、第2条で、平成28年度以降のボーナスの支給割合の調整及び支給割合の引き下げ並びに給与の引き上げをしております。

また、附則としまして、施行期日など期末手当の内払いのみなし規定を定めております。

議案書の34ページをお願いします。

教育長の特例条例でございますが、これは昨年、平成27年2月定例会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う条例改正案を上程し、議決をいただき、江田島市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例については、廃止の手続を行いました。廃止の手続を行った条例の一部改正を行うことは、法制執務上、技術的に困難でありますので、在任中の教育長の給与を改正するために、旧教育長制度の経過措置に限った条例により、特例期間の定めをお願いするものでございます。

教育長の給与の特例に関する条例につきましては、第2条で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の規定により、教育委員会の教育長が在職する場合の給料月額を読みかえを、第3条で、期末手当の額の算出の基礎となる給与月額を読みかえを、第4条で、退職手当の額の算出の基礎となる給与月額を読みかえをそれぞれ定めております。

また、附則として、施行期日を平成28年4月1日としています。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 本年、1月21日付の江田島市特別職報酬等審議会の市長への答申では、先ほどの議員の報酬月額改定への附帯意見として、「市民の声にしっかりと耳を傾け、活動内容が見えるように情報発信を徹底して実行していただきたい」と、議員のほうにはそういう答申の、附帯意見がついてますけど、市長と常勤の特別職の給与、期末手当の支給率等は、大幅なアップにもかかわらず、附帯意見が付されていないわけですけど、どう思われますか、この附帯意見がついていないことについて。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 江田島市特別職報酬等審議会につきましては、民間の委員の皆さんに事務局の案をお示しして、それに対して御意見をいただく会議でございます。

その会議の中で意見をいただきましたのは、先ほど中下議員、披露していただきましたように、今回、委員長の手当のところ、月額を上げるというようなものをお示しし

ておりましたので、それに対して、上げることについては上げていただきたいと。その上げたかわりにということではないんですけれども、議員活動について情報発信をしっかりやってくださいよということが、附帯意見として付議されました。

特別職の報酬を上げることにつきましては、委員の皆さんから附帯意見ということにはなかったんですけれども、委員の方からいただいた意見を、一つ紹介をさせていただきますと、先ほど野崎議員のほうからも紹介されましたが、前回、平成25年12月の報酬審では、特別職の給与を上げるような答申をいただきましたけれども、それについては見送りをさせていただいております。今回また、報酬審で特別職の給与を上げることについての答申をいただいたわけでございますけれども、そのときいただいた意見としては、特別職の報酬については短期的に物事を捉えて、その時々で決めるのではなくて、将来にわたっての報酬ということであるので、長期にわたって物事を見据えて、委員会の答申を尊重してほしいという御意見も、複数の委員からいただきましたことを紹介させていただきます。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、議案第15号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

4番 中下議員。

○4番（中下修司君） 4番議員の中下です。反対討論をいたします。

私は、常々、一般職の職員については、人事院勧告を尊重するのは当然だと思っております。ただ、選挙で住民から選ばれた市長、常勤の特別職は、少し違うんじゃないかと、一般職の人とは。そういうことで、私が先ほど申し上げたように、平成26年2月議会で議員報酬を月額27万円から32万5,000円へ大幅アップの議案が上程されました。その際の、報酬等審議会の答申には、議員の報酬月額増額と、市長、副市長の給料月額増額の2本が、両方が答申されていましたが、また附帯意見として、先ほど申し上げました1番として、市の活性化に向けて、さらに前向きに頑張っていただきたい。2番目に、市の状況、課題を考慮し判断していただきたい。3番目として、定数については人口規模や類似団体を参考にし、総合的に判断していただきたいというのが、答申の附帯意見でございましたが、それを考慮されたのか、あのときは議員報酬の条例改正議案だけが上程され可決されました。あれから2年たちましたきょう、市長、副市長の給与額については、あのときの答申と全く同額同率で、それにプラス、期末手当の支給率のアップの条例改正案が上程されたわけでございます。

今回の条例改正案の上程は、他の市町との比較により、審議会への諮問、答申を受けてのものと考えますが、次の理由により反対討論といたします。

給料月額が増額が大き過ぎるとともに、期末手当についても、役職加算率を25%下げたとしても、給料月額が増額と支給率を1.05カ月分上げるため、かなりの増額となります。

このような大幅な給与等の増額を伴う条例改正の上程は、市長選挙で住民の理解を得て、市長選挙後の2月議会で上程すべきであると考えます。例えば、今回は期末手当の支給率を、次の2月定例会議会で給料月額について上程するという事はできないのでしょうかというのが、私の素朴な疑問です。

ただ、結論的に、さっき野崎議員が言われたように、2年前と全く同じ内容のあれなんですけど、私も、なぜ今の時期にやられるのかと。あと選挙までに、わずか9カ月ぐらいですよ。その後でいいんじゃないかというのが、私の本音でございます。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（山根啓志君） 次に、賛成討論はありますか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 2番議員、酒永光志は、本議案に賛成の立場で討論を行います。その理由について、私の意見を述べさせていただきます。

平成16年11月1日、江田島市誕生以降、議員報酬については平成17年11月17日開催の江田島市報酬審議会、平成25年12月18日開催の江田島市報酬審議会の2回の答申に基づき報酬改定がなされ、報酬については県内他市の類似団体に準ずる額となっております。

一般職員においては、毎年定期昇給があり、また職務の級が上がっていくことでも昇給があります。また、人事院勧告制度に順次、各種の手当がなされてきたところであり

ます。一方、市長、副市長の特別職においては、平成16年、江田島市誕生以来、11年が経過しましたが、その間1度も報酬の改定がなされておられません。平成25年12月18日の江田島市報酬審議会では、議員報酬の改定とともに、特別職の報酬改定についても答申がなされましたが、執行部は財政的見地からの判断だと思いますけれども、特別職の報酬改定の提案を見送っております。

平成28年1月21日に開催された江田島市報酬審議会において、再度、前回の報酬審議会と同額の報酬改定が適当との答申が出されたということは、これを真摯に受けとめ、もはや改定の時期に来ていると判断すべきと、私は思います。いずれの審議会においても、県内の同規模近隣自治体、全国の市平均などを参考に慎重な審議がなされたと聞いております。

本年、1月13日に発生した本市職員の不祥事については、大変残念であり、議会としても執行部に猛省を促したいところでございます。このような時期に、本議案が提出されたことは、タイミング的に非常に好ましくないと思い、私自身も随分悩んだところでございます。私は、現執行部の報酬を上げるのではなく、江田島市の看板としての市長、副市長の報酬を引き上げるという観点から、本議案に賛成すべきと判断したところでございます。

前回の報酬審議会の答申には、市の活性化に向けて、さらに前向きに頑張っていた

きたい。市の状況、課題を考慮し判断していただきたい。定数については人口規模や類似団体を参考にし、総合的に判断していただきたいとの三つの附帯意見が盛り込まれていました。今回の審議会の答申には、特別職の報酬改定に関する附帯意見はありませんでしたが、私は、前回の附帯意見はそのまま生きていると思います。

我々議員はもちろんですが、特別職にもますます頑張ってもらいたいことを願ひまして、以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（山根啓志君） ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第15号 江田島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 教育長の給与の特例に関する条例案について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第16号 教育長の給与の特例に関する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第17号及び日程第14 議案第18号

○議長（山根啓志君） この際、日程第13、議案第17号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について及び日程第14、議案第18号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第17号及び議案第18号についてでございます。

最初に議案書35ページ、議案第17号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

人事院勧告に準じて、一般職の職員の給与を改定すること及び地方公務員法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして議案書44ページ、議案第18号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

人事院勧告に準じて、一般職の任期付職員の給与を改定するため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） それでは、議案第17号及び第18号について説明いたします。

議案書の48ページ、参考資料をごらんください。

さきの3議案に続きまして、第17号及び第18号までの5つの議案は、いずれも給与に関するものでございますが、本2議案については、人事院勧告に基づく給与改定でございます。参考資料により、議案関連部分を抜粋して説明いたします。

まず今回、一部改正等を行う条例の名称は、1に示しておりますもののうち、A及びDの条例でございます。

人事院勧告に基づく給与改定の主な改正内容は3点ございます。

まず1点目は、2の給与及び報酬月額の上昇でございます。

(1) 民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準を平均で0.4%引き上げるものです。

(2) として、特定任期付職員の給料月額を国と同じ報酬月額に改定し、下の表のとおり引き下げます。

次に、49ページをお願いします。

2点目は、3にあります期末勤勉手当の上昇でございます。

人事院勧告の内容は、(1) 民間の支給割合に見合うように、次のとおり引き上げるものです。

ア、一般は0.1月分引き上げ、イ、再任用職員及び特定任期付職員は0.05月分引き上げることとしております。

平成27年度支給月数は、表にありますとおり表の一番上の行でございますが、一般職は人事院勧告に準じて0.1月分引き上げ、現行の年間合計4.1月分を4.2月分とします。

また、次の行にございます再任用職員は、0.05月分引き上げ、現行の年間合計2.15月分を2.2月分とします。

一番下の行にございます特定任期付職員は、人事院勧告に準じて0.05月分引き上げ、現行の年間合計3.1月分を3.15月分とします。

次に、50ページをお願いいたします。

平成28年度以降の支給月数は、中ほどの表にございますとおり、支給月数の合計は変更ございませんが、支給割合を6月期と12月期にそれぞれ等分に振り分けて調整するものです。

(4) 実施時期は、平成27年度は条例の公布の日。ただし、平成28年度からの支給割合については、平成28年4月1日です。

次に51ページをお願いします。

3点目は、4にございます等級別基準職務表の条例化です。

これは地方公務員法の改正により能力、実績に基づく人事管理を徹底する観点から、等級別基準職務表を給与条例に定めますとともに、等級ごとの職員数の公表を行うこととされ、地方公共団体において、議会や住民への説明責任が強化され、職務給の原則の一層の徹底が求められたことによるものです。等級別の基準職務表をお示ししております。

この実施時期は、平成28年4月1日です。

それでは、それぞれの議案の改正条文の説明をいたします。

議案書の36ページをお願いします。

一般職の職員の改正条文で、第1条で、給料表の改定、その別表を37ページから39ページにかけて。

40ページをお願いします。

第2条で、平成27年度のボーナスの引き上げ、第3条で、等級別職務基準表及び平成28年度以降のボーナスの支給割合の調整をしております。

また、附則としまして施行期日など、給与の内払いのみなし規定を定めております。

議案書の45ページをお願いします。

特定任期付職員の改正条文で、第1条で、平成27年度のボーナスの引き上げ、第2条で、給与月額改定及び平成28年度以降のボーナスの支給割合の調整をしております。

また、附則としまして施行期日等、給与の内払いのみなし規定を定めております。

なお、本条例に定めております特定任期付職員の採用は現在のところまでございません。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） 議案18号なんですが、特定任期付職員は、今、いないということですね。それで、ちょっと気になるのは、全国的に今、導入しておる地域おこし協力隊というのは、これとどのような関係があるんですか。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 地域おこし協力隊の職員については、嘱託職員、任期つ

きの職員とは違いますので、了解をお願いします。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

初めに、議案第17号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第17号 江田島市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第18号 江田島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第19号

○議長（山根啓志君） 日程第15、議案第19号 江田島市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第19号 江田島市証人等の実

費弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるところでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第19号について説明いたします。

議案書の53ページに改正条文を、54ページに参考資料として、新旧対照表を添付しております。改正の内容は、議案書54ページの新旧対照表で説明いたします。

議案書54ページをごらんください。

今回の条例改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴いまして、条ずれを改正するため、現行条例の一部を改正するものでございます。新旧対照表の右側に現行条例を、左側に改正案を、改正部分を下線部でお示ししております。

今回、条ずれを改正いたしますのは、第1条の3行目から4行目にかけて、農業委員会などに関する法律第29条第4項を、この法律の一部改正に伴いまして第35条第4項とするものでございます。

なお、この農業委員会等に関する法律の当該条項は、農業委員会の求めにより出頭した者に対しては、条例の定めるところにより、旅費を支給しなければならないとされているものでございます。

議案書53ページをごらんください。

改正条文の第1条で、条ずれの改正を行い、附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 20 号

○議長（山根啓志君） 日程第 16、議案第 20 号 江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 20 号 江田島市行政手続条例等の一部を改正する条例案についてでございます。

行政不服審査法の全部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第 20 号について説明いたします。

議案書 56 ページから 65 ページにかけて改正条文を、66 ページから 74 ページにかけて新旧対照表を、75 ページから 78 ページに参考資料を添付しております。初めに、主な改正内容を説明させていただき、その後、議案の説明をいたします。

議案書 75 ページの参考資料をごらんください。

1、要旨としまして、今回の条例の一部改正は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴いまして、条例を整理するものでございます。

2、改正の内容でございますが、(1)対象となる条例に示しております次の 8 つの条例でございます。

ア、江田島市行政手続条例。

イ、江田島市一般職の給与に関する条例。

ウ、江田島市手数料条例。

エ、江田島市情報公開条例。

オ、江田島市個人情報保護条例。

カ、江田島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例。

キ、江田島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例。

ク、江田島市固定資産評価審査委員会条例。

今回、全部改正されました行政不服審査法のうち、この 8 つの条例に共通する主なものを次に示しております。

(2) 主な改正内容は、次の 2 点でございます。

1 点目は、審査請求への一元化に伴う字句の整理でございます。これまで、行政への不服申し立てには、処分庁に上級処分庁がない場合、直接、処分庁に対して不服の申し立て手続を行います異議申し立てと、処分庁の上級行政庁に対して行う審査請求がございましたが、行政庁からの説明を受ける機会が与えられていないなどの問題を解消するため、異議申し立てが廃止され、審査請求に一元化されることとなりました。これによ

り、異議申し立てに対する決定が廃止され、審査請求に対する採決のみとなります。

2点目は、審査請求期間の延長です。国民の利便性を向上させるため、これまで60日以内とされていた審査請求期間を、三月以内に延長するものです。

以上の2点の内容についてのみ改正に反映されますものが、(1)にお示ししたもののうち、アの江田島市行政手続条例、イの江田島市一般職の給与に関する条例、カの江田島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、キ、江田島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の4つの条例の一部改正でございます。

以下、この共通部分以外の主な改正内容について、条例別に説明いたします。

(3)にあります江田島市手数料条例の一部改正でございますが、審理手続中の事件に係る提出書類等の写しが交付できることとなりましたので、これに関連する事務、交付手数料及びその減免規定をするものがございます。

次に、76ページをごらんください。

中ほどより下の部分に別表第3として、この手数料の表及び手数料の減免についてお示ししております。

次に、77ページをごらんください。

(4)の江田島市情報公開条例及び(5)の江田島市個人情報保護条例の一部改正につきましては、今回、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、情報公開法、個人情報保護法及び情報公開個人情報保護審査会設置法のそれぞれ一部が改正されましたので、その内容を反映した改正となっております。それぞれに、審査請求、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、審査会への諮問、意見の陳述、意見書等の提出、提出資料の写し送付などに関する規定をしております。

次に、78ページをごらんください。

(6)の江田島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、第4条に、審査の申し出を、第6条に、書面審査に関する規定を、第11条に、決定書の策定として記載事項を規定しております。

3、施行期日等としまして、施行期日を平成28年4月1日とし、経過措置等には施行期日前の不服申し立て及び審査の申し出に関する規定を示しております。

議案書56ページの改正条文をごらんください。

以上、説明しました改正内容によりまして、第1条には、江田島市行政手続条例に関する改正を、第2条には、江田島市一般職の職員の給与に関する改正を、第3条には、江田島市手続条例に関する改正を。

次に、58ページをごらんください。

第4条には、江田島市情報公開条例に関する改正を、次に飛びまして、60ページの中ほどより下、第5条には、江田島市個人情報保護条例に関する改正を、ここより63ページまで。

63ページ以下に第6条としまして、江田島市人事行政の運営等の状況の報告に関する条例に関する改正を、第7条として、江田島市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に関する改正を、第8条として、江田島市固定資産評価審査委員会条例に関する改正をそれぞれ規定しております。

64ページから65ページにかけまして、附則として、施行期日を平成28年4月1日とし、経過措置及び江田島市固定資産評価審査委員会条例の適用区分を定めております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 酒永議員。

○2番（酒永光志君） 1点だけ、やはりこれ、議事録に残ることですから、1点だけ訂正をお願いいたします。

先ほど総務部長は、56ページの第3条の江田島市手数料条例の一部改正とあるのを、江田島市手続条例の一部改正として読まれましたので、これは訂正が必要ではないかと思いますのでお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 申しわけありませんでした。訂正をお願いいたします。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 1点だけなんですけども、今、今回、コピー代というんですか、こちらのところ表があります。別表第3なんですけども、恐らくこれは、文書の複写に要する経費の実費徴収に関する基準ということなんですけども、これは合併してから今まで11年、変更なかったかどうか確認したいんです。というのが、今この複写、この手数料はなって、この複写のコピー代だけ実費徴収させていただきますということになるかと思うんです。白黒のA3版以内が20円という数字がありまして、皆さん御承知のとおり、今、コンビニでは10円という数字もあったりとか、例えばホームセンターでは1枚5円というところもあって、別に、済みません、一般市民として、この金額がどうなのかなという目で見ることになると思うんです。ここで、気になるのが、今、現状、江田島市がそれぞれ複写機を導入されておまして、そこの実費が、やっぱり1枚20円ないとコストに見合わない金額なのかどうか、この点を教えていただきたいと思っております。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） まことに申しわけありません、合併以来この手数料条例が改正されたかどうかというものについて、手元に資料を持ち合わせておりませんので、また、後ほど説明をさせていただければと思います。申しわけございません。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。この金額が、いわゆる今、江田島市のコピーが1枚幾らという部分で、要は20円で設定されてるということ認識、そういうことでよろしいですね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 現行条例からひもといっておる数字でございます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

山本総務部長に、今の、後で回答するという部分を、本会議のほうでお願いいたしますんで、どうぞよろしくをお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

13時10分まで休憩いたします。

（休憩 12時07分）

（再開 13時08分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

その前に、先ほど胡子議員から質問ありました項目につきまして、山本総務部長が答弁いたしますので。

山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 先ほど、議案第20号の折、胡子議員から質問いただきましたものについてお答えいたします。

合併以来の改正の状況についてお尋ねでございましたが、本市におきましては、文書の複写に要する経費の実費徴収に関する基準という定めをしております。この定めによりますと、平成16年から実費徴収をさせていただいておりますけれども、別表3につけさせていただいた表から、金額についての改定は行っておりません。ただし、その中で、公共的団体からの依頼によるものについては、印刷機に限り、その実費を徴収しないという定めを、合併以来、自治会等の活動を支援する観点から改定をさせていただいております。

以上です。

日程第17 議案第21号

○議長（山根啓志君） 日程第17、議案第21号 江田島市乳幼児等医療費支給条

例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第21号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案についてでございます。

乳幼児等の疾病の早期発見及び重症化の予防を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） ただいま上程されました議案第21号 江田島市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして説明いたします。

議案書80ページに改正条文、81ページに新旧対照表を添付しておりますので、81ページの新旧対照表により、改正の内容を説明させていただきます。

本条例案は、広島県の乳幼児医療費助成制度に基づきつつ、平成18年度から市の負担により、疾病の早期発見と重症化の予防のために、小学3年生まで拡大しておりました。これを、子育て世代の支援と少子化対策の充実のため、助成の対象を小学6年生までに、さらに拡大したいので、条例の一部改正をお願いするものであります。

改正部分につきましては下線部のとおり、第2条第1項第1号におきましては、満9歳を満12歳に、第4条第1項におきましては、9歳までを12歳までとするものです。

それでは、80ページにお戻りください。

附則といたしまして、施行期日は平成28年8月1日から施行するといたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 済みません。このたびは、9歳から12歳ということで拡充されるということで、喜ばしいことだと思います。これ済みません、ちょっと今回、年齢を上げるということで、条例の名前というのは検討はされたかどうか、ちょっとその辺、教えてもらいたいんです。というのは、乳幼児等ということで、一応「等」があるので、12歳でもそういうふうに定義づけをすればいいと思うんですけども、一応、乳児というのはゼロ歳児だと思うんです。幼児というのは、いわゆる1歳から未就学児というのが、児童福祉法で定義されておるわけなんですけども、例えばここに、乳幼児及び子供とかつければ、例えば私ども、感覚的に乳幼児等の医療制度といたら小学校は入るのかどうなのかなというのが、字句だけ見ると一般の市民がそこを知っていればいいんですけども、そこら辺のどこ、ちょっと気になったものですから、そういったとこ

ろを検討をされたのか、もしくは今後また、今12歳ですけども、いろいろ全国的に15歳までとか18歳までというところの自治体も出てきておりますので、そこら辺のところ、ちょっと福祉保健部長の見解を教えていただければなというふうに思います。

○議長（山根啓志君） 峰崎福祉保健部長。

○福祉保健部長（峰崎竜昌君） ただいま、胡子議員のほうから指摘がありましたように、市町によっては子供医療費助成条例とかいうふうに、改めておるところもございますけれども、本市におきましては、今のところ乳幼児等ということでいかせていただいております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第22号

○議長（山根啓志君） 日程第18、議案第22号 江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第22号 江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例案についてでございます。

企業立地に係る奨励制度の充実を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、産業部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） それでは、議案第22号について説明いたします。

このたびの条例改正案は、企業誘致が地理的要因等により進んでいない状況に鑑み、

奨励制度をより充実することにより、企業立地の推進、雇用促進を図ろうとするものでございます。

改正内容につきましては、83ページから85ページに改正条文を、86ページから89ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。説明に当たりましては、この新旧対照表により説明をいたします。

改正の主な内容は、対象業種の拡充、指定基準に事業継続期間を追加、施設整備奨励金及び土地取得奨励金を上乗せ追加、新規雇用奨励金の特例措置による増額等でございます。左側が改正案、右側が現行条文で、下線部分が変更になっております。

本条例案の改正内容は、全般的に語句の修正として、工場等から産業施設等に改正しております。第2条第1項第1号、定義につきましては、工場等の定義から市の産業の振興に寄与すると認められる事業の用に供する施設等に改正をし、第3号は、増設について適用除外規定の記述を追加しております。第4号は、新規雇用者の定義を明確な記述に改正しております。

87ページをお開きください。

第6号は、施設整備奨励金及び土地取得奨励金の算定に使用する固定資産評価額の定義を追記、追加しております。

第4条は、奨励事業者の指定基準で、第3号で、事業継続の規定を追加しております。

第5条は、奨励措置及び奨励金の申請に係る規定で、第3号に、施設整備奨励金、第4号に、土地取得奨励金を規定追加しております。

第6条は、奨励金の額の規定ですが、第1項は、奨励金の交付時期を操業を開始した日以降に改正しております。

88ページをお開きください。

第3項に、施設整備奨励金の額と交付回数に関する規定を、第4項に、土地取得奨励金の額と交付回数及び対象要件に関する規定を追加しております。

第7条から、89ページの第12条までは、語句を工場等から産業施設等に変更しております。

84ページにお戻りください。

末尾に、本条例案の附則を置いていますが、第1条として、施行期日は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用することとしています。第2条として、経過措置を、第3条として、新規雇用奨励金の特例措置を記載しております。

以上で、議案第22号の説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 23 号

○議長(山根啓志君) 日程第19、議案第23号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第23号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島市下水道事業計画の事業認可変更等に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企業局長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(山根啓志君) 前企業局長。

○企業局長(前 政司君) それでは、議案第23号 江田島市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書の91ページから92ページに改正条文、93ページから94ページに改正する条例案の新旧対照表を参考資料として添付しています。93ページの参考資料により説明いたします。

本案は、江田島市公共下水道事業計画の事業認可変更に伴い、関連する条例の一部を改正するものです。

まず、江田島市公営企業の設置等に関する条例、本文の第3条第3項中及び1日最大処理水量を計画処理能力及び終末処理場に改め、これに伴う別表を改めています。

別表について説明します。

別表、表題部の1日最大処理水量を事業認可の表示に合わせて、計画処理能力に改めるとともに、処理区域ごとの終末処理場を追加しました。

事業ごとの処理区域について、来年度、供用開始する江田島町江南地区を特定環境保全公共下水道事業に改め、あわせて合併前に供用開始している宮ノ原及び津久茂の一部を、特定環境保全公共下水道事業として表記しました。同じく、供用開始する大柿町飛渡瀬地区について、終末処理場を事業認可にあわせて、江田島中央浄化センターに改めています。また、大柿町飛渡瀬地区の終末処理場を江田島中央浄化センターとしたこと

に伴い、大柿浄化センターの処理区域を別表のとおり改めています。

計画処理能力については、事業認可にあわせて、江田島中央浄化センター及び大柿浄化センターの能力を、別表のとおり改めています。

94ページをお願いします。

別表下段の3の処理計画人口を、事業認可にあわせて2万210人に改正しています。

続いて、附則第2条の江田島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例及び附則第3条、江田島市江田島町公共下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正について説明します。

両条例とも、同様の改正であります。来年度、供用開始する江田島町江南地区の受益者分担金については、合併協議会において旧町方式を採用すると決定されていますので、切串処理区域と同様の方法で徴収するための条例改正です。

江田島市公共下水道事業受益者分担金に関する条例第2条第1号及び江田島市江田島町公共下水道事業受益者分担金に関する条例第2条第1項の本文にある、切串処理区域に江南処理区域を追加し、あわせて合併前に供用開始している宮ノ原及び津久茂の一部を追加しています。

施行期日は、92ページの附則第1条で、平成28年4月1日から施行することとしています。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 附則について、ちょっとお尋ねしたいんですが、この附則は、いわゆる下水道受益者分担金のことを言うておりますが、いわゆる大柿町飛渡瀬地区は、合併前に決めた1ます当たり10万円。それから江田島町の江南は、1平方メートル当たり500円。ただし、400平米を超える場合には300円ということではないかと思うんですが、私は、この受益者負担金の目的から、ちょっと逸脱しておるいうんですか、下水道整備によって環境改善または便所の水洗化等あり、下水道事業は膨大な事業であるので、受益者負担金を住民が公平に負担しなければならないと思うんです。この公平性をお聞きしたいわけで、例えば専用住宅については、平均的に220から230平米で、排水設備補助金等をあわせれば、いわゆる大柿町飛渡瀬と江田島町の江南は、そんなに変わらないかと思うんですよね。問題は住宅以外、いわゆるあそこらには商店とか工場とかがたくさんあります。ゆめタウン、ジョイフルの大柿町側は、1ます10万円。一方、江田島町側の藤三、江田島自動車学校、あすなろ、セブンイレブンなどは江田島町側にありますが、これを仮に1,000平米としても50万円、2,000平米であれば100万円という、こういう負担の不公平さが出てくると思うんですよね。あそこへは、江南、飛渡瀬いうのは江田島の中心部であり、境川を挟んで、君は10万円、僕は100万円、これで果たして公平性は保たれるのかどうか、これについてお聞きいたします。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 企業で比較しますと、議員のおっしゃるとおり藤三は負担金、ゆめタウンは分担金となり、負担金に大きな差が出ていることは認識しております。ですが各町で、各旧町で下水道事業を始めるときに、企業と個人の負担のあり方について区分はしておりませんので、合併協議のときも江南、飛渡瀬が同一処理区になり、負担金額は異なるとあわせて協議されたときも、協議内容には入っておらず、それでも旧町の制度を継承すると決定されているので、実際に近くになったからといって、今すぐそれを統一するというような、合併時以外に大義名分がちょっと難しいので、変更は難しいと考えております。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 本来、受益者負担金は、処理区域で負担金を賦課するのが通常、よその市町においてもやられておると思います。そういった意味で、大柿町飛渡瀬と江田島町江南を一つの排水区として、私は考えるべきではないかと思うんです。いわゆる、どちらでもいいんですよ、これは市長の裁量権になるわけですから。どちらでもいいんですが、もっと工夫して考えてみれば、専用住宅は1ます当たり、それ以外は面積にするとかいうような方法も、私は考えられたんだろうと思うんですよ。10年以上前の合併前の話では、突っ込んで話してないですが、こういうことも当然、矛盾なところが出てくるというのは、我々も感じておったわけですね。それで、この不公平さが出ておるといことは企業局長も言われましたが、この不公平感に対しての、企業を含めた住民説明を、これ理解されておるのかどうか、そこらをお願いしたいと思います。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 負担金、分担金についての住民説明については、今回、工事区域内の土地所有者、企業、家屋所有者には、ますの設置位置、負担金、分担金、使用料等について、戸別訪問を行い、説明しております。下水道の接続の意向を確認し、工事を行っていますが、今のところ特に、問題は発生しておりません。

○議長（山根啓志君） 9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 最後になりますが、要は住民も深くここまで理解されてないと思うんですよ。それで、何らか広報でもいいですし、住民に対して、こういうことがあるというのを周知していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山根啓志君） 前企業局長。

○企業局長（前 政司君） 今の同一市内で負担方式が統一されていないのは、問題があるというふうには認識しておりますけど、この方法、議員が言うように周知をすることが、混乱を招くというようなこともありますので、ちょっと検討させていただきます。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 24 号

○議長(山根啓志君) 日程第 20、議案第 24 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 24 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてでございます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(山根啓志君) 小林消防長。

○消防長(小林 勉君) それでは、議案第 24 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案書の 96 ページから 99 ページに条例改正案、100 ページから 102 ページに新旧対照表、103 ページに参考資料として江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案についてを添付しております。

参考資料により御説明いたしますので、103 ページをお開きください。

1 の改正の概要でございますが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が、施行から 10 年以上経過しまして、当初は想定をしていなかった設備が流通し、省令の一部を改正する省令が交付されたことに伴い、江田島市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

2 の改正の内容でございますが、火災予防条例別表第 3 の表中の内容につきまして、次のとおり改正をいたします。

(1) ガスグリドルつきコンロの追加につきましては、家庭用ガス燃焼機器の J I S

規格にガスグリドルつきコンロが追加されましたので、当該機器を追加いたしまして規定するものでございます。写真でお示しいたしましたように、これまでの網焼きタイプのグリルに加えまして、鉄板焼きタイプのグリドルつきコンロを追加するものでございます。

次に、(2)IH調理器の最大入力値の引き上げでございますが、現在、製品の8割以上が入力値5.8キロワットのIH調理器であることを踏まえまして、最大入力値を現行4.8キロワットから、5.8キロワットに引き上げるものでございます。

次に、(3)の規定の表現の整理につきましては、アとしまして、JISの表記を参考にドロップイン式から組み込み型に改めます。

イとしまして、厨房設備調理用器具欄にグリドルつきコンロを含め、全ての組み合わせを列挙します。

ウとしまして、電気コンロ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に改めます。

エとしまして、備考欄の注釈の表現を整理するものでございます。

3の施行日でございますが、省令の施行日と同じ、平成28年4月1日といたしております。

以上で、説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第25号

○議長(山根啓志君) 日程第21、議案第25号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第25号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてでございます。

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関して協議を行うことについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第25号について説明いたします。

議案書105ページから106ページに江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を、107ページから110ページに参考資料を添付しております。参考資料により、広島県と協議を行う事務委託の内容及び今後のスケジュールをなどについて説明いたします。

議案書107ページの参考資料をごらんください。

行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてでございます。

1、概要についてです。さきの第20号議案で説明いたしましたとおり、行政不服審査法が全部改正され、不服申し立てが審査請求に一元化されたことに伴いまして、審査請求に係る事件について審理、調査するため、地方公共団体に執行機関の附属機関として、行政不服審査会を設置する必要性が生じてまいりました。

行政不服審査会の事務につきましては、広島県が受託を検討しており、本市では合併以来、不服申し立て件数がほとんどないこと、当該審査委員会の委員の確保が困難なことなどから、広島県に事務委託を行おうとするものです。

なお、情報公開に係るもの及び個人情報保護に係るものについては、第三者性のある合議制の機関である本市の審査会で審理、調査を行うこととし、この事務委託の対象外とします。

2、事務委託の内容でございますが、（1）その位置づけは、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定による事務委託とします。109、110ページに地方自治法の関係部分を抜粋しております。

（2）事務委託の範囲でございますが、四角囲みのフロー図をごらんください。黒丸フロー図の左上から時計周りに審査請求人、審査長、行政不服審査会、審理員、処分庁のそれぞれの役割が、1から12までの番号順に示されております。このうち、広島県に委託いたしますのは、右下部分の赤線の点線で四角に囲っております行政不服審査会の事務部分で、⑧の審査長であります本市からの諮問に対しまして、⑨の審理、調査を行い、⑩の審査庁に対して答申をするものとなります。

次に、108ページをごらんください。

この事務に関します（3）委託料は委託団体である本市が、広島県に対して委託事務に要する経費の一定額を委託料として負担することとしており、固定費部分と変動費分の合計額となります。

委託料の額につきましては、広島県議会2月定例会における議決を経て正式に決定す

るため、広島県が委託団体数 28 団体の場合で事前に算出しております想定額を、四角囲みでお示ししております。

3、今後のスケジュールでございますが、今定例会におきまして、広島県との協議に係る本議案の議決を得た場合、下の表にございますとおり、本年 3 月中旬には規約を締結し、3 月下旬に規約締結に係る告示、総務大臣への届け出を経て、4 月 1 日から覚書の締結と事務委託の開始に至る予定でございます。

次に、105 ページをごらんください。

本定例会において議決を得ました後、締結を予定しております規約を添付しております。第 1 条に、委託事務の範囲を、第 2 条に、管理及び執行の方法についてを、経理負担及び予算の執行についてを、第 3 条から第 5 条に、以下、決算の場合の措置、条例等改正の場合の措置を規定し、第 8 条に、その他としてこの規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、甲乙、協議して定めることとしております。

附則としまして、平成 28 年 4 月 1 日から施行するとし、委託事務の廃止する場合の収支及び決算について規定をしております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 26 号

○議長（山根啓志君） 日程第 22、議案第 26 号 権利の放棄についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第26号 権利の放棄についてでございます。

地方自治法第96条第1項第10号の規定によりまして、権利を放棄することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第26号について説明いたします。

本議案につきましては、相手方の破産手続廃止決定の確定及び商業登録簿の閉鎖に伴いまして、債務者適格及び法人格が喪失し、徴収の見込みがなくなった市債権の権利の放棄をお願いするものでございます。

議案書111ページをごらんください。

1としまして、放棄する権利を表にお示ししております。放棄する権利は、三高棧橋待合所などの貸し付けに係る貸付料及び電気代で、債権名称、当該年度、滞納額及び所管課をまとめております。滞納額の合計は、52万9,925円です。

2として、権利の相手方でございますが、広島市南区宇品海岸1丁目8番8号、芸備商船株式会社代表取締役 峯崎昭輝。

3として、放棄する理由でございますが、相手方の破産手続廃止決定の確定及び商業登記簿の閉鎖に伴い、債務者適格及び法人格が喪失し、徴収の見込みがなくなったためであり、次の112ページに参考資料としまして、本事案の経緯をお示ししております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第27号

○議長（山根啓志君） 日程第23、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第27号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

本市の117施設について、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議案第27号について説明いたします。

本議案は、本年3月31日に指定期間が満了いたします117施設について、非公募の方法により指定管理者を指定したいので、提案するものでございます。

それでは、今回、指定したい公の施設の名称、指定管理者、指定の期間について御説明いたします。

114ページをお開きください。別紙として、施設の名称、指定管理者、指定期間を表にまとめております。

公の施設の名称1番、江田島市シルバーワークプラザ。指定管理者は、公益社団法人江田島市シルバー人材センター。指定期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。以下、119ページまで、ほとんどの施設とも、指定期間は同じく5年間となっておりますので、例外施設についてのみ、指定期間の説明をいたします。

次の、2番は入鹿海浜環境活用施設と、3番、入鹿多目的公園につきましては、沖漁業協同組合。

4番、江田島市交流促進センター、指定管理者は余防生産振興組合。

5番、江田島市海辺の新鮮市場は、今回から江田島漁業協同組合へ変更し、指定期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間です。

6番、江田島市ふるさと交流館は、江田島市観光協会。

7番、長浜海浜施設は、大柿町漁業協同組合。指定期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間です。

8番、切串シーサイドハウスは、切串漁業協同組合。指定期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの2年間です。

9番、竹炭工房おおがきは、公益社団法人江田島市シルバー人材センター。

次に、115ページをお開きください。

これよりは、水産業振興施設でございます。

10-1番の9施設につきましては、東江漁業協同組合。

10-2番の4施設は、切串漁業協同組合。

10-3番の9施設は、江田島漁業協同組合。

116ページをお願いいたします。

10-4番の28施設は、鹿川漁業協同組合。

117ページをお願いします。

10-5番の8施設は、内能美漁業協同組合。

10-6番の2施設は、沖漁業協同組合。

10-7番の4施設は、美能漁業協同組合。

118ページをお願いします。

10-8番の19施設は、三高漁業協同組合。

10-9番の5施設は、深江漁業協同組合。

119ページをお開きください。

10-10番の10施設は、大原漁業協同組合。

10-11番の9施設は、大柿町漁業協同組合。

以上が、指定管理者となっております。

なお、次の120ページから163ページにかけては、指定管理者の選定資料としまして、ただいま説明いたしました117施設ごとの公の施設の概要、指定団体候補者の概要、それから指定管理者の業務の範囲、指定期間、指定管理料、選定の理由などを記載しております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） すみません。訂正をお願いいたします。

117ページでございます。私が、先ほど説明の読み上げの折に、10の7番を4施設と説明しましたが、10の7番は5施設の誤りでございます。まことに申しわけございませんでした。

○議長（山根啓志君） 10番 片平議員。

○10番（片平 司君） お尋ねしますけど、指定管理料についてなんじゃけど、例えばここに書いてないんじゃけど、能美ロッジも確か指定管理になっておるはずなんじゃね。ところが、能美ロッジは売上金とか利益が出たら、何ぼか江田島市に返すというふうになっておる。それで一方では、ここに書いておる分は、多分そういうふうにはなってないと思うんじゃけど、これはどういうことでそうされたんか、1点お尋ねします。

○議長（山根啓志君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 宿泊施設の大きな営業利益が出る可能性のあるところについては、一応、利益が出たら2分の1ほど、市のほうに返していただきたいというふうな規定になっております。

一方で、ほかの公共施設、例えばさくらとか新鮮市場とかございますけども、地域の産業の振興という主眼に立って、利益もそんなに多くは出ないといえますか、現時点でも経営状況を見ますと、昨年も、例えば新鮮市場におきましてはマイナス計上されたよ

うな実績がございます。そういった面から、今のところは2分の1を市のほうに返還と
いったような規定にはなっておりません。

以上です。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) それで、利益がだんだんだんだん出んなるよ言うて、きの
うも言われたんですけど、その前に例えば、海辺の新鮮市場はあの周りに店屋があるか
らええとしても、じゃ、例えば小古江にあるさくらなんか、あの周りの人は、お年寄り
は農業しながら野菜をつくったのを持って行って売りよるとかいうのがあるじゃないで
すか。じゃ、あそこも赤字になって、誰もやるもんがおらんだったら、困ると思うんよ
ね、あの周りの人。それとかもう一つは、切串シーサイドハウス、これにしてもやる人
がおらんった場合には閉鎖になるわけでしょう。そしたら、そこは困ると思うんじゃ
けど、その辺は何か考えておられるんですか。

○議長(山根啓志君) 沼田産業部長。

○産業部長(沼田英士君) 小古江のさくらにつきましては、地域の農産物等の、地
元の地域の活性化については、非常に大切な施設だということは認識しております。

今、指定管理でお願いしているのは、建物全体の管理と公衆トイレ、それとか2階の
集会所等でございますので、その維持に係る費用を指定管理料として契約しております。

中の運営につきましては、地元の団体の責任においての運営になりますので、それが
赤字になって、それがだんだんとなくなっていくということは、ちょっと避けたいと思
いますけども、その辺はまた、そういうふうになりそうであれば、また地元のほうと協
議をしていきたいというふうを考えております。

以上です。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) 江田島内交流何とかかんとか言ってから、ようけようけよ
そから来てもらわないけん言って、一方では言いながら、そういうふうな、もし、ない
なった場合には困るわけじゃから、そういうことも十分、考えてもらわないけんいうこ
とと、もう一つ気になるのが、これあなたのところが管轄かどうかわからないんですけど、
真道山公園、鹿川の水源地公園、これはシルバー人材センターが、多分、指定管理を受
けておるんじゃないかと思うんじゃないけど、このいわゆる管理人というか、うまいぐあい
に管理しておるかしてないんかいうんが、ちょこちょこ耳に入ってくるわけなんじゃ
けど、その辺はいわゆる、よう管理しておるのかどうか、どうなんですか。

○議長(山根啓志君) 沼田産業部長。

○産業部長(沼田英士君) 時々、真道山のほうにも、ちょっと行かせてもらったこ
ともございます。当然、年度ごとには実績が、報告が上がってきますので、その辺でチ
ェックはしております。

以上です。

○議長(山根啓志君) ほかに質疑はありませんか。

9番 山本秀男議員。

○9番(山本秀男君) 午前中に、江田島市交流プラザ設置管理条例が深江の集会所

のほうに出て、指定管理を受けることができるということになりましたが、集会所等の、この深江は希望していなかったわけですか、どうなったんですか、お聞きしたいんですが。

それから、次からも、今、宮ノ原の交流プラザやっておりますが、できたら6月ぐらいの条例で改正があるんじゃないかと思うんですが、これらの指定管理については、どのように考えられておるのか。自治会へお願いするのか、どうするのか、ここらあたりをちょっと教えてもらいたいんです。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） このたび、深江の交流プラザについては、指定管理をしたいという方が、団体がおられませんでした。そのために、当面、市の管理運営で賄っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 午前中の答弁と重複する部分がございますが、地域の集会所につきましては、これから1地域1集会所ということで集約をさせていただきながら、地域の皆さんが利用のしやすいような形で、施設を運営していただきたいという思いがございますので、御希望がある地域については、指定管理のほうがこの地域では運営しやすいよということであれば、そのような形をお願いしながら、自主運営で自主財源を稼いでいただくというような形も出てこようかと思っております。

以上です。

9番 山本秀男議員。

○9番（山本秀男君） 結局、地元の方針を尊重すると。指定管理を希望すれば、指定管理をできると。市のほうで管理をしてもらうと言え、市のほうということによりやすいですね。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 議員おっしゃっていただいたとおり、地域の方の大事な活動拠点でございますので、地域の方の御意向を尊重するような形で進めていきたいと思っております。ただ、市が運営してくださいというようなところであれば、そこは1地域1拠点施設ということで、方針を掲げさせていただいておりますので、そこは大事な地域の拠点施設という形で、行政のほうが責任を持って管理をさせていただくという考え方でおります。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） 皆さんも御存じのとおり、指定管理者制度というのは、多様な住民ニーズにより、効果的、効率的にするために公の施設の管理に民間の能力を活用するということがあり、経費節減というのも一つあると思うんですよね。いろいろ指定管理料をお支払いしている施設もありますけども、この指定管理者というのが言ってみれば、議会の議決事項ということもあって、指定管理料を払っている施設について、

そういった運用状況というものを、やはり公に、オープンに情報公開すべきと考えておるんですけども、今、第3次行財政改革大綱実施計画とかで、指定管理者制度の効果的な利活用という項目もあります。そういうようなところで、情報公開すべきというふうには思うんですが、一方で、先ほど産業部長がおっしゃった、いわゆる例えば農産物とか、今のさくらとか新鮮市場になると、ある意味、産業の振興という部分が出てきて、これが非常に、今、私が申し上げているところ、公にすべきなのかどうかという議論も出てくるとは思うんですけども、こういったことは今回、117施設の新たなる指定管理者を指定するわけなんですけども、今、どういうふうに考えていらっしゃるのかと。要は、検証をしながらまた新たに、今回、指定しているわけなんですけども、何らかのそういった公の施設の効率的な運用をしていることを、ちゃんと実際にチェックされているのかどうか。チェックして、また新たに指定管理の指定をするのか、そこら辺を教えてくださいたいんですけども。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 指定管理者の選定資料につきましては、総務部のほうで取りまとめて、今回、上程させていただいております。その中に、選定資料にそれぞれ選定の理由が書いておりますが、議員御指摘のとおり、これでは収支状況などわかるものがついておらないということがありますので、そういう情報公開という部分については、積極的に進めていきたいというふうな考え方がございます。

それと一方で、それぞれの所管の部署のほうで、どのように把握しておるかということでもありますけれども、こちらについては事業報告書でありますとか、次年度の指定管理を受けるに当たっての事業計画書を、それぞれの所管の部署へ提出をして、その提出された書類を所管部署で審査されたものを、総務部のほうで取りまとめをさせていただいておりますので、全くチェックがかからないまま、取りまとめをしておることではございません。

それとあと、行革の視点で言いますと、やはり議員御指摘いただいたとおり、これからは、効率的な施設の運営をしながら、より市民サービスの向上を図らなければならないという、両輪で物事を進めていかなければならないと思いますので、そういった視点は、行革の中でもきちんとした取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） 11番 胡子議員。

○11番（胡子雅信君） わかりました。

それで、もう一つお聞きしたいのが、いわゆる指定管理制度を利用したのが、平成18年9月1日からということであります。ということで、今、たくさんの施設がありまして、今、それぞれの所管のところが、いろいろ点検はされてると思うんですけども、市としての統一的な、基本的な指定管理制度の運用指針というのはあるのかないのか。もう、それぞれの所管の部分でチェックされて、それを総務のほうに報告しているのか、そこら辺のところを、あわせて教えてくださいたいと思います。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） 統一的なもの、持ち合わせておりません。それぞれの

所管の部門で、産業施設には産業施設の特徴がございますし、それぞれの施設の特徴特徴がございますので、一律にこの物差しでというようなものは、持ち合わせておりませんので、これから指定管理がどんどん、今度、民間への指定管理ということが進んでくれば、当然そういったときには、事業報告と収支状況などを勘案しながら、一定程度の物差しは必要になってこようかと考えております。

以上です。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 8 号

○議長（山根啓志君） 日程第 2 4、議案第 2 8 号 広島市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 2 8 号 広島市と江田島市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございます。

連携中枢都市圏である広島広域都市圏を形成するに当たり、広島市と連携協約を締結するための協議を行う必要がありますので、地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 3 項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） 議案第 2 8 号の説明を行います。

1 6 5 ページから 1 6 6 ページまでが連携協約文でございます。1 6 7 ページから 1 7 1 ページまでが協約文の第 2 条及び第 3 条に規定する基本方針、取り組み及び役割分担を別表によりお示ししております。1 7 2 ページに地方自治法の関連する条文を、参考資料として添付しています。

165ページをお願いします。

協約の内容について説明します。

第1条及び第2条に、目的及び基本方針を規定しています。

第3条に、取り組み内容や役割分担について規定しています。

第4条には、取り組みを推進するために具体的なビジョンを協議して策定することと規定しています。

166ページをお願いします。

第5条及び第6条は、会議開催及びこの協約に係る変更等について規定しています。

167ページをお願いします。

別表として第2条、第3条に規定する取り組む事項、内容、役割分担についてお示ししております。右側の乙欄が、江田島市の役割となっております。今後、この内容について、各事業部局で事業の実施に向けた内容を詰めていく予定でございます。

166ページにお戻りください。

附則で、施行期日を平成28年4月1日としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（山根啓志君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

14時25分まで休憩いたします。

（休憩 14時15分）

（再開 14時25分）

○議長（山根啓志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第29号

○議長（山根啓志君） 日程第25、議案第29号 江田島市過疎地域自立促進計画書の策定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第29号 江田島市過疎地域自立促進計画書の策定についてでございます。

過疎地域に指定されている本市の自立促進に向けた基本的方針に関する事項等を定める過疎地域自立促進計画書を策定する必要がありますので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、企画部長をして説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（山根啓志君） 島津企画部長。

○企画部長（島津慎二君） ただいま上程されました議案第29号について説明いたします。

事前に、別冊で配付しております江田島市過疎地域自立促進計画書（案）をお願いいたします。

本市の過疎計画は、計画期間が今年度末までとなっております。過疎地域自立促進特別措置法は、平成33年3月31日まで期間延長されております。そのため、法改正や情勢変化、時点修正等を踏まえ、内容を改正するものでございます。

別冊の計画書をごらんください。

表紙の次が目次、5ページから15ページまでが基本的な事項について記述しております。以後、産業の振興、交通通信体系の整備など、目次に沿ってそれぞれ記述しております。54ページから計画期間における事業計画をお示ししております。

議案書の174ページをお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法の抜粋を、参考資料として添付しております。

第6条に、議会の議決を経て計画を定めることとなっております。

第6条第2項の第2号から9号までの事項については、あらかじめ県との協議が必要である旨、規定されております。既に、県との協議は終了しております。

また、先日の全員協議会でも配付いたしましたが、その後、パブリックコメントの意見により、若干の修正を加えております。現行の過疎計画策定以後の情勢変化、法改正や社会情勢、その後の策定された本市の各種計画書等を踏まえ、記述内容を変更しております。

それでは、別冊の江田島市過疎地域自立促進計画書（案）により、変更点を重点的に説明いたします。

まず最初に、表紙に計画期間を平成28年度から32年度としています。計画書の全体的な内容については、平成22年度に策定した以後に確定した数値等を追加しております。

17ページをお願いいたします。

エの企業誘致、オの起業の促進の項目を追加しております。

34ページをお願いいたします。

中ほどのサ、自然エネルギーについて追加しております。

51ページをお願いします。

9、集落の整備の項目で、(1)現況と問題点、(2)その対策の項目にそれぞれ公共施設の再編整備について追加しております。

54ページをお願いします。

平成28年度から32年度までの事業計画を再掲しています。一つ一つの説明は、省略させていただきますが、この計画は総合計画、総合戦略等、各種計画等を勘案し、現在の情勢に対応した内容としております。本計画書(案)について議決が得られましたら、県を經由し国のほうへ提出させていただきたいと思っております。

以上で、過疎計画の策定についての説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 胡子議員。

○11番(胡子雅信君) 今、説明いただきまして、パブリックコメントをされて修正をされたということでもあります。参考までに、そのパブリックコメントが何件、何人が提出されたのかというところを、教えていただきたいと。

それとあとは、先ほど企画部長がおっしゃったように総合計画であるとか総合戦略、そういったものも、今、重要な計画、戦略ということで作られてまして、さらにプラス過疎計画ですね。やはり、住民の方々もいろんな計画があって、すごく混乱する部分があって、恐らくこの過疎計画についても、やはり広報等で市民の方に周知しなくちゃいけないと思っておるんですけども、何かわかりやすいような広報をするというふうに検討されておるのか。言ってみれば、総合計画もしくは総合戦略、そしてこの過疎計画に重複する部分があるじゃないですか。そういうところで、皆さん混乱する。我々議会人も、ちょっと議会のほうも混乱しかけないような、もちろん市役所の職員の方にも混乱するようなどころもあると思うんで、やはりちょっと、ひとつそういった整理をしていただければなというふうに思っております。

○議長(山根啓志君) 島津企画部長。

○企画部長(島津慎二君) まず最初、パブリックコメントについて説明します。

パブリックコメントを1月14日から2月3日まで行いました。意見としては、2名の方から意見をいただいております。件数については、16件の項目についてコメントをいただいております。コメントが、江田島市として、まさにそのとおりであるということについては、コメントのとおり改正させていただいておりますが、もう少し検討が要するものについては、今後の検討課題といたしております。

そして、広報の関係ですが、今後、内部で協議して概要ですね、概要を大まかに説明できればと考えます。

以上です。

10番 片平議員。

○10番(片平 司君) ちょっと胡子議員とダブる点があるんですけど、パブリッ

クコメントを出せ出せ言うて、ようけこれもじゃし、交通問題でもあるんじゃないけど、まずパブリックコメントを出すのに、こんな分厚い物を読んで出す人が、江田島市の2万5,000人の中に何人おらんか、まずそこをを考えてもらいたいというんと、それから、パブリックコメントをパソコンで出すのが普通みたいに考えておる点が、これがまず疑問なんよ。例えばデマンドバスなんかについては、年寄りが使うんじゃないけど、パソコンなんか使えやせんよ。どうやってどうやってパブリックコメントを市役所に知らすんかということも、考えてくれにゃいけん。その辺を、これでも概要版をつくるというから、今度はそうやってくれるんやと思うけど、そういうことをせんかったら幅広い意見は、さっき2人でしょう、これ出したん。だって2人だったら、2万5,000人もおって2人しかおらんというのは、意見というよりも出さんのと同じじゃないですか。あれでも100人や200人が出した言うんかな思いよったら、そういうふうに努力してからパブリックコメントや、いろんな意見が市役所へ集まりましたよいうんならええんじゃないけど、例えばほかのことも、ほとんどそういうような概要版なしに、こんなのぼんと出して、はい、これ見て意見言えやいうような、これはいかにも。上から目線でやりよんじゃないかなと、いつも思うんじゃないけど、その辺、今度は概要版つくる言うんじゃないけど、どういうふうに風通しのええやり方やるんか、ちょっと答えてよ。

○議長（山根啓志君） 山本総務部長。

○総務部長（山本修司君） パブリックコメントの充実については、従来から議員の皆さんから意見をいただいております。

今回の過疎計画について、詳細を承知しておらないんですけれども、以前からそのような意見をいただいておりますので、ホームページにおいてパブコメを出す際には、必ず概要版をつけて、その下から本文へ入るよということについては、担当部署には指導、周知徹底を今、させていただいております。まだまだ不十分な点がございまして、ホームページ上で、よりそれぞれの各種計画が読みやすいように、読み取りやすいよということについては、今後も引き続いて努力をしていきたいというふうに考えております。

あと、市民の皆さんの意見を各種計画策定に反映させる方法としては、市民ワークショップに、最近では随分、各計画とも取り組みをさせていただいておりますので、その中身も今後、充実を図るよに関係部局に徹底をしていきたいというふうに考えております。

ですので、パブリックコメントについては、概要版を必ず精査したもの、読みやすいものをつくるよに取り組むこと。市民の意見を取り上げさせていただくためには、市民ワークショップの内容を、それぞれの計画に合った年齢層で充実していくこと。あともう一つは、計画策定後には、出前講座を今、積極的に本市では進めておりますので、出前講座の活用などを通じて、策定後の計画について、市民の皆さんに丁寧に説明させていただくこと、この三つを、今後、一生懸命取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上です。

10番 片平議員。

○10番（片平 司君） パソコンでパソコンでと言うんじゃないけど、ホームページなんか見る人は、ようけおらんのものよ。見にくいんよ、江田島市のホームページ見るの。やっぱり広報をせっかく配りよるわけじゃから、そこの広報の中に概要版を入れて、そしたら全戸に行くわけじゃから、そこでFAXならFAX、手紙なら手紙、ホームページはホームページのこういうところへ送ってくださいよというふうにするや、もちよつとふえるんじゃないかなと思うんだけどね。それはぜひ、やってください。

○議長（山根啓志君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第30号及び日程第27 議案31号

○議長（山根啓志君） この際、日程第26、議案第30号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について及び日程第27、議案第31号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施についての2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま一括上程されました議案第30号及び議案第31号についてでございます。

最初に、議案書175ページ、議案第30号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてでございます。

公有水面埋立竣功認可により新たに土地が生じたことを確認するとともに、字の区域を変更する必要がありますので、地方自治法第9条の5第1項の規定によりまして、本市の区域内に新たな土地が生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定によりまして、当該土地の字の区域への編入について、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書178ページ、議案第31号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施についてでございます。

公有水面埋立竣功認可により新たに土地が生じ、市街化が見込まれる区域について、公共の福祉の増進を図るため、街区方式により住居表示を実施する必要があると認めますので、住居表示に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（山根啓志君） 木村土木建築部長。

○土木建築部長（木村成弘君） それでは、議案第30号及び議案第31号について御説明いたします。

議案書175ページをお願いします。

議案第30号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてでございます。

本案は、江田島町小用ウシイシ地区第1工区の公有水面埋立工事の竣功が認可されたことから、新たに土地が生じたことを確認するとともに字の区域を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ウシイシ地区第1工区は国道487号の道路改良や小用港の港湾施設整備、企業の移転用地の造成などを、県と市が一体となって実施する小用地区開発事業により整備している地区でございますが、このたびの公有水面埋立竣功認可により新たな土地が生じました。

この新たに生じた土地は、表の左の欄に記載してございますが、整理番号1にあります江田島市江田島町小用3丁目8615番5から8599番23に至る間の地先公有水面で、面積が6,333.17平方メートル。

整理番号2にあります江田島市江田島町小用3丁目8599番11の地先公有水面で、面積が2,893.85平方メートル。

整理番号3にあります江田島市江田島町小用3丁目8599番23、8579番1に接する堤及び8578番27に接する道の地先公有水面で、面積が689.54平方メートルの土地でございます。

これらの土地を、表の右の欄にあります江田島市江田島町小用3丁目に編入しようとするものでございます。

176ページの参考資料をごらんください。

新たに生じた土地の概要を載せております。整理番号1の土地は緑色で、整理番号2の土地は赤色で、整理番号3の土地は青色で示した範囲でございます。これらの土地の確認及び字の区域の変更を行うものでございます。

議案第30号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第31号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施についてでございます。

議案書178ページをお願いします。

本案は、江田島町小用ウシイシ地区第1工区の公有水面埋立竣功認可により、新たに生じた土地が市街化の見込まれる区域であることから、公共の福祉の増進を図るため、街区方式による住居表示を実施することについて、住居表示に関する法律の規定により、

議会の議決をお願いするものでございます。

実施する区域はウシイン地区第1工区で、1の実施区域に示します(1)の江田島市江田島町小用3丁目8615番5から8599番23に至る間の地先公有水面。

(2)の江田島市江田島町小用3丁目8599番11の地先公有水面。

(3)の江田島市江田島町小用3丁目8599番23、8579番1に接する堤及び8578番27に接する道の地先公有水面でございます。

これらの土地は、議案第30号で説明いたしました整理番号1から3までの土地と同じでございます。住居表示の方法は、街区方式といたします。

以上で、説明を終わります。

○議長(山根啓志君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず初めに、議案第30号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第30号 新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第31号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第31号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の実施については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会したいと思います。

なお、2日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は、大変御苦労さまでした。

(散会 14時46分)